

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正

（県例規集登載）

会計課

○ 平成二十九年度自衛官第六次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 優良図書の推奨

男女共同参画青少年課

○ 有害図書の指定

環境管理課

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

畜産課

○ 落札者等の決定

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 〃

○ 〃

## 目次

担当課（室）

### 【公安委員会】

○ 岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

警察本部会計課

◎岡山県告示第五百八十三号

平成二年岡山県告示第二百零号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

表中「信用組合岡山商銀」を「横浜幸銀信用組合」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

## ◎岡山県告示第五百八十四号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十九年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

### 二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの

### 三 受付期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年二月八日まで

### 四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

### 五 志願票の請求及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

### 六 採用試験期日

平成三十年二月十二日

### 七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

### 八 採用予定時期

平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

### 九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協

力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせる  
こと。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第五百八十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作・絵	発 行 所	対 象
1	てをつなぐ	鈴木 まもる	作・絵	金の星社	幼児 児
2	だいぶつさまのうんどうかい	菊田 澄子 中 川 学	文 絵	アリス館	”
3	とうふやのかんこちゃん	吉田 道子 小林 系	文 絵	福音館書店	小学生（低）
4	サバとばあばときたかせと	かんざき やえこ 山口 けい子	文 絵	文芸社	”（低）
5	子どものぎもん事典 こんなとき、どうする？	諸 富 祥 彦 今 泉 忠 明	監修 監修	金の星社	”（中）
6	はたらく	国崎 信江 長 倉 洋 海	監修 文・写真	アリス館	”（中）
7	カレーの教科書	石 倉 ヒロユキ	編集	岩崎書店	”（高）
8	さよなら、スパイダーマン	ジャンカール・ノグチ アナベル・ピッチャー	監修 著	偕成社	中 学 生
9	咸臨丸にかけた夢 幕末の数学者・小野友五郎の挑戦	中野 怜奈 鳴 海 風 関 屋 敏 隆	訳 作 画	くもん出版	”

◎岡山県告示第五百八十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	最新版 流出封印映像MAX VOL. 7	ダイアプレス
2	月刊誌	実話ナックルズ 12月号	ミリオン出版
3	〃	実話ドキュメント 12月号	ジェイヌ・恵文社
4	〃	Chéri+ (シュeriopラス) 11月号	新書館
5	〃	恋愛天国 (パラダイス) 1月号	竹書房

◎岡山県告示第五百八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請に係る土地の区域について、同法第十一条第一項の規定により、同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

備前市浦伊部字沖一一六四番八の一部、一一六七番三の一部、備前市浦伊部字杓子山一一七一番四の一部、一一七五番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十九年十一月二十八日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第五百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称 所在地

医療法人賀新会プライムホスピタル玉島 倉敷市玉島七五〇―一

指定年月日

平成二十九年十一月一日



◎岡山県告示第五百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人賀新会玉島第一病院

倉敷市玉島一三三四―一

平成二十九年十月三十一日

◎岡山県告示第五百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所生活介護施設高瀬II

2 所在地

岡山県真庭市中島三八〇番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人恵神会

2 所在地

岡山県真庭市中島三八〇番地一

三 指定年月日

平成二十九年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一二六八

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

〔五二一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県営食肉地方卸売市場基幹処理棟せりシステム機器等 一式

二 借入期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県営食肉地方卸売市場総務課

岡山市中区桜橋一丁目二番四三号

四 落札者を決定した日

平成二十九年十一月三十日

五 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練塀町三番地

六 落札金額

一月当たり七三〇、四〇四円（うち消費税額及び地方消費税の額五四、一〇四円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年十月二十日

〔五二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字仁後一―二〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区花尻ききょう町九―一―二ソレアードAKAIⅡ三〇五

安武 将広

安武 容子

三 許可番号

岡山県指令建指第一五五号

〔五二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字樋口三二八―一、三二八―一四、三三二―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市真備町辻田五七三―七

有限会社エステート七福

代表取締役 福島 純一

三 許可番号

岡山県指令建指第二五六号

〔五二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字樋口三二八―一、三二八―一四、三三二―一

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市真備町辻田五七三―七

有限会社エステート七福

代表取締役 福島 純一

五 許可番号

岡山県指令建指第二五六号

◎岡山県公安委員会規則第十号

岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月十二日

岡山県公安委員会

岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

岡山県警察国有物品管理規則（昭和三十九年岡山県公安委員会規則第五号）の一部を

次のように改正する。

第三条の二第二項を次のように改める。

2 代行機関が処理する事務の範囲は、警察本部長が別に定める。

第十条第一項中「物品不用決定書」を「供用不適品報告書」に改める。

第十二条第二項中「備品」を「重要物品及び備品」に、「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

第二十条中「様式第十五号」を「様式第十四号」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第二項中「様式第十五号の二」を「様式第十五号」に、「毎四半期経過後二十日以内に」を「速やかに」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条中「記名押印し、当該引継書を」を「記名押印した上で、」に、「に添付して、後任」を「を後任」に改め、同条を第二十二条とする。

別表第一及び別表第二中「~~第22条~~」を「~~第21条~~」に、「~~備品~~」を「~~重要物品・備品~~」に改める。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第1号（第9条関係）

第 号					年 月 日	
警 察 本 部 長	物 品 出 納 員	次 長	課 長 補 佐	係 員		
	物 品 供 用 員	次 長	課 長 補 佐	係 員	課 署 等 名	
物 品 保 管 委 託 書						
次のとおり保管委託をしてよろしいか。						
分 類 I		分 類 II		細 分 類		
品 目		規 格	数 量	保 管 委 託 先		
				1 所在地		
				2 保管委託先		
保管委託期間	自 至	年 月 日	年 月 日	保管委託理由		
保管委託条件						
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済			
年 月 日		Ⓧ		年 月 日		Ⓧ

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。



# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第2号（第10条関係）

第 号				
年 月 日				
警 察 本 部 長	物 品 出 納 員	次 長	課 長 補 佐	係 員
供 用 不 適 品 報 告 書				
報告する。 次のおり供用不適品を返還してよろしいか。 返還を命じる。				
分 類 I		分 類 II		細 分 類
品 目	規 格	数 量	価 格	摘 要
返還の理由				
物品の現況				

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第3号（第10条関係）

第 号					年 月 日	
警 察 本 部 長	物品出納員	次 長	課 長 補 佐	係 員		
	物品供用員	次 長	課 長 補 佐	係 員	課 署 等 名	
<p style="text-align: center;">物 品 修 繕（改 造）書</p> <p style="text-align: center;">報告する。 次のとおり修繕（改造）をしてよろしいか。 要する。</p>						
分 類 I		分 類 II		細 分 類		
品 目	規 格	数 量	所 要 時 期	摘 要		
修繕（改造）理由			修繕（改造）条件			
修繕（改造）内容						

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第4号 (第11条関係)

第 号					年 月 日	
警察本部長	物品出納員	次 長	課長補佐	係 員		
	物品供用員	次 長	課長補佐	係 員	課 署 等 名	
物 品 供 用 書						
請求する。 次のとおり供用をしてよろしいか。 命じる。						
分 類 I		分 類 II		細 分 類		
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考		
物品出納簿登記済	年 月 日	使用目的				
	㊟					

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第5号（第11条関係）

第 号					年 月 日	
物 品 供 用 員	次	長	課 長 補 佐	係	員	
物 品 供 用 通 知 書						
分 類 I		分 類 II		細 分 類		
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考		
物品 供用 簿登 記済	年 月 日	上記のとおり、供用物品を交付するから受領されたい。				
		年 月 日  岡山県警察本部長  物品供用員  殿				
㊟						

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第八号を次のように改める。

# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第8号（第14条関係）

第 号					年 月 日	
警 察 本 部 長	物 品 出 納 員	次 長	課 長 補 佐	係 員		
	物 品 供 用 員	次 長	課 長 補 佐	係 員	課 署 等 名	
物 品 返 納 書						
報告する。 次のとおり返納をさせてよろしいか。 命じる。						
分 類 I		分 類 II		細 分 類		
品 目	規 格	単 位	数 量	摘 要		
物 品 出 納 簿 登 記 済	年 月 日	返納理由				
		物品の現況				
㊟						

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第十号から様式第十二号までを次のように改める。

# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第10号 (第15条関係)

第 号					年 月 日	
警 察 本 部 長	物 品 出 納 員	次 長	課 長 補 佐	係 員		
	物 品 供 用 員	次 長	課 長 補 佐	係 員	課 署 等 名	
物 品 供 用 換 書						
次のとおり供用換えを（請求）する。						
分 類 I		分 類 II		細 分 類		
品 目	規 格	単 位	数 量	供 用 換 払 課 署 等 名	供 用 換 受 課 署 等 名	
物 品 出 納 簿 登 記 済	年 月 日	供 用 換 え の 理 由				
	⑩					

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。



# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第11号 (第15条関係)

第 号					年 月 日				
物 品 供 用 員		次 長		課 長 補 佐		係 員			
物 品 供 用 換 通 知 書 (甲)									
分 類 I			分 類 II			細 分 類			
品 目		規 格		単 位		数 量		備 考	
物品 供用 簿登 記済	年 月 日	上記物品を ～直接引き渡されたい。  年 月 日  岡山県警察本部長  物品供用員  殿							
	印								

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

# 平成29年12月12日 岡山県公報 第11948号

様式第12号（第15条関係）

第 号					年 月 日
物品供用員	次	長	課長補佐	係	員
物品供用換通知書(乙)					
分類 I		分類 II		細分類	
品目	規格	単位	数量	備考	
物品供用簿登記済	年 月 日	上記物品を から直接受領されたい。			
		年 月 日			
		岡山県警察本部長			
		物品供用員			
		殿			
		㊟			

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第十四号を削る。

様式第十五号中「第20条」を「第19条」及び「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第十五号の二中「第21条関係」を「第20条関係」に改め、「第 中」及び「物品管理規則」を削り、「第21条第2項」を「第20条第2項」に改め、同様式を様式第十五号とする。

様式第十六号中「第23条」を「第22条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の岡山県警察国有物品管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。